
プロジェクト 実務対応

項目 「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」
ー公開草案に寄せられた主なコメントの概要とそれらに対する対応

本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準適用指針公開草案第 52 号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に寄せられた主なコメントとそれらに対する対応である。
2. 具体的な文案は、審議事項(8)-3 及び審議事項(8)-4 を参照いただきたい。

以 上

企業会計基準適用指針公開草案第 52 号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 52 号（企業会計基準適用指針第 25 号の改正案）「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」（平成 26 年 12 月 24 日公表）

2. コメント募集期間

平成 26 年 12 月 24 日～平成 27 年 2 月 24 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	公益社団法人日本年金数理人会、公益社団法人日本アクチュアリー会

5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、最終的には、各コメントを要約して公表する予定であるが、各々のコメントの論拠をよく理解するために、全文を掲載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
各論		
1) 平成26年3月24日付の厚生労働省通知による変更が記載されていない	<p>72-2 項では、平成24年1月31日付の厚生労働省通知により厚生年金基金及び確定給付企業年金における財務諸表の表示方法の変更が行われた旨が述べられているが、厚生年金基金に関しては平成26年3月24日付の厚生労働省通知によっても変更が行われている。</p> <p>一方で、72-2 項の「変更前」は平成24年1月31日付の通知の変更前のもの、「変更後」は平成26年3月24日付の通知の変更後のものとなっており、平成24年1月31日付の通知の変更が抜け落ちている(注)。決算期が3月の企業の場合、平成27年3月期末における開示は、平成26年3月期の厚生年金基金の財政決算を参照することが一般的と思われる、その財政決算における財務諸表の表示方法は、平成24年1月31日付の通知に基づくものと考えられるので、これに関する記述が必要となる。</p> <p>(注)平成24年1月31日付の通知で「最低責任準備金(継続基準)」から、「最低責任準備金」および「最低責任準備金調整額」へ、平成26年3月24日付の通知で「最低責任準備金」および「最低責任準備金調整額」から、「最低責任準備金」へ、それぞれ変更されている。</p>	
2) 厚生年金基金の代行部分に関する記載の追加が必要	<p>112-2 項では簡便法による退職給付債務の計算において、119-2 項では自社の負担に属する年金資産等の計算において、数理債務の額を用いる場合の留意事項を述べている。しかし、厚生年金基金の数理債務には代行部分の給付に関する債務が含まれていないにもかかわらず、この記載があることで厚生年金基金において数理債務のみ考慮すれば足りるというような誤解が生じうると考えられる。</p>	
3) 年金資産に厚生年金基金の最低責任準備金の前納を含むか否かの明確化が必要	<p>65 項に示されている「年金資産の額」に、厚生年金基金が最低責任準備金の全部または一部を前納した場合における最低責任準備金前納金の額が含まれるか否かがはっきりしない。</p> <p>最低責任準備金との関係を考えて、最低責任準備金前納金の額は「年金資産の額」に含まれることとなると考えられる。しかし最低責任準備金前納額が、退職給付会計基準における年金資産の定義を満たしているかは、必ずしも明らかでないように思える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	なお最低責任準備金の前納に関しては、実務対応報告第22号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」で述べられている「将来の退職給付制度の見直し」に該当する重要な変更であると思われる、そのような観点からの議論が望まれる。	

以上